

平成 24 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 アーバンライフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 高 橋 宏 一
(コード番号 8851 大証第二部)
問合せ先 取締役 山 本 敏 之
(TEL 078-452-0668)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 2 日付で下記のとおり損害賠償請求に関する訴訟の提起を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 京都地方裁判所
- (2) 訴訟提起日 平成 23 年 12 月 2 日 (訴状到達日 平成 24 年 1 月 19 日)

2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、分譲マンション「紫野門前町アーバンライフ」を平成 12 年に竣工、同年 6 月より引渡しを行いました。

その後、駐車場部分の一部において複数回の陥没が発生し、当社はアフターサービス規準により対応してまいりましたが、今般、当社及び本マンション施工会社に対し、工事における盛土・埋戻しの施工品質不良および、基礎地盤の支持力確認ミス等の瑕疵があるとして、損害賠償を求める訴えがなされたものであります。

3. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 紫野門前町アーバンライフ管理組合管理者
- (2) 所在地 京都市北区紫野門前町 56 番 3
- (3) 代表者の氏名 理事長 八木 知己

4. 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

マンション躯体部分の基礎に瑕疵があるとの推認により、その修復費用等を損害額として、当社に対し瑕疵担保責任ないし不法行為責任に基づく損害賠償請求

(2) 損害賠償請求金額

6,318 万 5,500 円 (連結純資産割合 : 25.3%)

5. 今後の見通し

当社といたしましては、本マンションには管理組合が主張する瑕疵は存在せず、当社の正当性を主張して適切に訴訟を進めてまいります。

当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しております。

なお、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以 上